開成町行政改革推進委員会条例を廃止する条例をここに公布する。

令和８年３月５日

開成町長　山　神　　裕

開成町条例第 14 号

開成町行政改革推進委員会条例を廃止する条例

開成町行政改革推進委員会条例（平成 23 年開成町条例第 20 号）は、廃止する。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和８年４月１日から施行する。

（開成町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

２　開成町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 37 年開成町条例第１号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（目的） 第１条　この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 203 条の２の規定に基づき、次に掲げる非常勤の職員に対して支給する報酬及び費用弁償の額並びに支給方法について必要な事項を定めることを目的とする。 （１）～(40)　（略） (41)　学校運営協議会委員 (42)　子ども・子育て会議委員 (43)　協働推進会議委員 (44)　鳥獣被害対策実施隊員 (45)　農業委員候補者選考委員会委員	（目的） 第１条　この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 203 条の２の規定に基づき、次に掲げる非常勤の職員に対して支給する報酬及び費用弁償の額並びに支給方法について必要な事項を定めることを目的とする。 （１）～(40)　（略） (41)　行政改革推進委員会委員 (42)　学校運営協議会委員 (43)　子ども・子育て会議委員 (44)　協働推進会議委員 (45)　鳥獣被害対策実施隊員 (46)　農業委員候補者選考委員会委員

別表の 41 の項を削り、同表の 42 の項を同表の 41 の項とし、同表の 43 の項から 46 の項までを１項ずつ繰り上げる。